

松山市生産性向上デジタル化補助金における中小企業者の範囲について

松山市生産性向上デジタル化補助金における中小企業者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

○下表の左欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する者

表

業種	資本金		常時雇用する従業員数
卸売業	1 億円以下	又 は	1 0 0 人以下
サービス業	5, 0 0 0 万円以下		1 0 0 人以下
小売業	5, 0 0 0 万円以下		5 0 人以下
その他の業種（製造業・運輸業・建設業等を含む）	3 億円以下		3 0 0 人以下
医療法人・社会福祉法人			1 0 0 人以下

※協同組合等の組合，一般社団法人，公益社団法人，一般財団法人，公益財団法人，宗教法人，学校法人，農業組合法人などは補助対象外となります。

備考

この表において「常時雇用する従業員」とは、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 2 0 条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。